

平成23年第3回定例会  
生活文化環境森林常任委員会  
説明資料

【議案補充説明】

1. 議案第55号「三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する 条例の一部を改正する条例案」	1
2. 議案第69号「訴えの提起（和解を含む。）について」	5
3. 議案第79号「森林づくりに関する税検討委員会条例案」	7

【所管事項説明】

4. 「『みえ県民力ビジョン・行動計画（仮称）（中間案）』 に関する意見」への回答	11
5. 「みえ県民力ビジョン・行動計画（仮称）最終案」（当部所管分）	13
6. 「『三重県版事業仕分け』に関する意見」への回答	15
7. 三重県環境基本計画（最終案）	17
8. ごみゼロ社会実現プランの進捗状況の第6回点検・評価の概要	25
9. 産業廃棄物不適正処理事案への対応	29
10. 三重県地球温暖化対策実行計画案	33
11. みえ生物多様性推進プラン案	37
12. 審議会等の審議状況	41

別冊1 みえ県民力ビジョン・行動計画（仮称）最終案（当部関係抜粋版）

別冊2 三重県環境基本計画（最終案）

別冊3 ごみゼロ社会実現プランの進捗状況の第6回点検・評価について

別冊4 三重県地球温暖化対策実行計画（最終案）

別冊5 みえ生物多様性推進プラン（案）

平成23年12月12日

環境森林部

# 1. 議案第 55 号「三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例案」

## 1 改正の理由

平成 23 年 6 月 3 日に公布された「民法等の一部を改正する法律」により、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、法人も「成年と同一の能力を有しない未成年者の法定代理人」に選任することができるようになりました。

この改正に伴い、「三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年 7 月 4 日三重県条例第 26 号）」の浄化槽保守点検業者の登録の拒否に関する規定を整理する必要があります。

## 2 改正の内容

県内で浄化槽の保守点検を業として行う場合には、「三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」に基づき登録を受ける必要があります。

同条例第 5 条第 5 号には、「成年と同一の能力を有しない未成年者」の登録の拒否要件を規定していますが、民法改正によりその法定代理人に個人だけでなく法人も加わったことから、法定代理人たる法人が第 5 条第 1 号から第 4 号各号又は 6 号の登録拒否要件に該当する場合にも、登録の拒否ができるように規定を整備するものです。

なお、施行日については、現時点で「民法等の一部を改正する法律」の施行日が確定していないため、「民法等の一部を改正する法律」が施行され次第、直ちに対応できるように、「三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」で定める日から施行することとしています。

### 【改正条文】

#### ○ 三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (現行)

第 5 条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又はその申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否し

なければならない。

- 1 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 2 第十四条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者
- 3 凈化槽保守点検業者で法人であるものが第十四条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの
- 4 第十四条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 5 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 6 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 7 第十条第一項及び第二項に規定する要件のいずれかを欠く者

(改正案)

- 5 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(参考) 浈化槽法における関係規定

(浄化槽管理者の義務)

第10条 浈化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

2 (略)

3 浈化槽管理者は、浄化槽の保守点検を、第四十八条第一項の規定により条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には当該登録を受けた者に、若しくは当該登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。

(条例による保守点検業者の登録)

第48条 都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区とする。）は、条例で、浄化槽の保守点検を業とする者について、都道府県知事の登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができる。

2 前項の条例には、登録の要件、登録の取消し等登録制度を設ける上で必要とされる事項を定めるほか、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。（各号は略）

○三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
(登録の拒否)	(登録の拒否)
第五条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又はその申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	第五条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又はその申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
一・四 (略)	一・四 (略)
五 浄化槽保守点検業に係る営業に関し 成年者と同一の能力を有しない未成年 者でその法定代理人が前各号又は次号 のいずれかに該当するもの	五 浄化槽保守点検業に係る営業に関し 成年者と同一の能力を有しない未成年 者でその法定代理人が前各号のいずれ かに該当するもの
六・七 (略)	六・七 (略)



## 2. 議案第 69 号 訴えの提起（和解を含む。）について

三重県が平成 16 年度から平成 19 年度に行った大気常時監視自動計測器※（以下、「自動計測器」という。）の購入に係る入札において、相手方が談合を行ったことにより損害を被ったため、相手方 4 社に対し損害賠償を請求する訴えを提起するものです。

### 1 相手方

東京都新宿区高田馬場一丁目 29 番 10 号

東亜ディーケー株式会社 代表取締役 佐々木 輝男

京都市南区吉祥院宮の東町 2 番地

株式会社堀場製作所 代表取締役 堀場 厚

大阪市天王寺区舟橋町 3 番 1 号

紀本電子工業株式会社 代表取締役 紀本 岳志

京都市中京区西ノ京桑原町 1 番地

株式会社島津製作所 代表取締役 中本 晃

### 2 経緯

平成 20 年 11 月 12 日、公正取引委員会は、自動計測器の製造販売業者 4 社が官公庁発注の自動計測器の入札等において、独占禁止法に違反する不当な取引制限（談合）を行っていたとして、うち 3 社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を発しました。

県において、談合が行われていたとされる平成 16 年 6 月 10 日から平成 20 年 4 月 7 日までの間における、自動計測器の入札について調査したところ、該当する入札が 4 件あり、いずれも違反行為が行われていた期間とその後の自動計測器の購入単価に大きな差が生じており、県に損害が生じていることが明らかとなつたことから、平成 23 年 10 月 21 日、4 社に対して損害賠償金等の請求を行いました。

しかし、納期限である平成 23 年 11 月 10 日になっても支払いがなかつたことから、平成 23 年 11 月 21 日を期限として、11 月 11 日に督促を行いましたが、支払いはありません。

※大気中の二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素及び非メタン炭化水素を連続的に測定するための自動計測器

### 3 内容

#### (1) 損害賠償請求額

損害賠償金（29,784,153円）及び遅延損害金（遅延利息につき、支払が確認された段階で確定）

損害賠償の請求にあたっては、談合していた時期が相手方により異なることから、東亜ディーケーケー株式会社、株式会社堀場製作所、紀本電子工業株式会社及び株式会社島津製作所には、4社で連帶して平成16年度、平成17年度の損害額16,381,113円を支払うよう請求し、残り平成18年度、平成19年度の損害額13,403,040円は、東亜ディーケーケー株式会社、株式会社堀場製作所及び紀本電子工業株式会社の3社に連帶して支払うよう請求します。

#### (2) 損害賠償請求額の算定

原則として、同一機種における違反行為が行われていた期間とその後の価格の差額により算定し、同一機種による比較ができないときは、類似機種の価格等により算定しました。

### 4 今後の方針

今後、県の訴えが認められるよう、適切に対処していきます。

### 3. 議案第79号「森林づくりに関する税検討委員会条例案」

#### 1 目的

県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵(かん)養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要です。

その恩恵は、広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり、森林環境教育の振興、森林づくりへの県民の参画等を推進する必要があることから、森林づくりに関する税の在り方、使途等について調査審議するため、知事の附属機関として、森林づくりに関する税検討委員会を設置します。

#### 2 所掌事項

- (1) 森林づくりに関する税の在り方、使途等に関する事項
- (2) その他、知事が必要と認める事項

#### 3 組織

- (1) 委員会は、委員15人以内で組織するものとします。
- (2) 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとします。

#### 4 委員及び委員の任期

- (1) 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命します。
- (2) 委員の任期は、この条例の施行の日から起算して1年を経過した日の前日までとします。

森林づくりに関する税検討委員会条例案

右 提 出 す る。

平成二十三年十二月一日

森林づくりに関する税検討委員会条例例

三重県知事 鈴木英敬

(設置)

第一条 県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵は広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり、森林環境教育の振興、森林づくりへの県民の参画等を推進する必要があることから、森林づくりに関する税の在り方、使途等について調査審議するため、知事の附属機関として、森林づくりに関する税検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第一条 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 森林づくりに関する税の在り方、使途等に関する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、この条例の施行の日から起算して一年を経過した日の前日までとする。

(委員長)

第五条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行ふ。

(会議)

- 第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、環境森林部において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

提案理由

県内における平成二十三年台風第十二号等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵は広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり、森林環境教育の振興、森林づくりへの県民の参画等を推進する必要があることから、森林づくりに関する税の在り方、使途等について調査審議するため、森林づくりに関する税検討委員会を設置する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。



#### 4. 「『みえ県民力ビジョン・行動計画（仮称）（中間案）』に関する意見」への回答

生活文化環境森林常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
151	地球温暖化対策の推進	環境森林部	<p>県民指標の「温室効果ガス排出量の基準年度比」の目標年度を平成27年度とするのは地球温暖化対策の効果を見るには短すぎのではないか。</p> <p>温室効果ガス削減の取組について、県民の皆さんには具体的に何をどうすれば削減できるのかを具体例も明示するなどして推進してもらいたい。</p>	<p>県民力ビジョンの目標値は、平成27年度で記載していますが、この取組は長期にわたるため、現在、策定中の「三重県地球温暖化対策実行計画」の目標年度である平成32年度の目標値もあわせて記載します。</p> <p>地球温暖化対策の啓発について、これまで、地球温暖化による気候変動に伴う深刻な状況や温暖化対策としての省エネ取組の必要性やその事例の紹介などにとどまっていました。</p> <p>今後は、具体的な手法とその効果がわかるような数値を示すこと(見える化)により、県民の自主的な取組を促進し、ライフスタイルの転換につなげ、その輪を広げていくことにより、温室効果ガス削減の取組を推進していくたいと考えています。</p>
152	廃棄物対策の推進	環境森林部	一般廃棄物は市町の分別の考え方や技術の変化もあることから、単純に「1人1日あたりのごみ排出量」を目標項目とすることがよいのか疑問である。生ごみ等の資源化率を目標数値とする方が現実的ではないか。	<p>一般廃棄物の減量化施策として、これまで3R(スリーアール)を進めていますが、特に、リデュース(発生抑制)に注力して取り組むことが重要であることから、「1人1日あたりのごみ排出量」を県の活動指標として設定しました。</p> <p>これは、さまざまな主体による一般廃棄物の発生抑制に向けた努力の成果を示す目標であることから、実績と目標とを比較することで、自らの行動を省みることにつながります。また、従来から調査しているため数値データの継続性があり、推移を把握しやすく、他の都道府県や国においても取組指標となっており、他の自治体等との比較も可能です。</p> <p>なお、生ごみの資源化の進捗状況については、施策「廃棄物総合対策の推進」の県民指標に掲げている廃棄物の最終処分量の削減に反映されるものと考えています。</p>

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回 答
152	廃棄物対策の推進	環境森林部	一般廃棄物については市町の事務であるので、県として今後のごみゼロ社会づくりなど一般廃棄物を対象とした事業の方向性についてはよく検討されたい。	<p>廃棄物政策について県と市町等との意見交換、情報共有の場として立ち上げた一般廃棄物行政連絡会議を活用し、「ごみゼロ社会づくり」の主体として市町が地域特性に応じて、自主的・自立的にごみの発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用などの取組を展開することができるよう、広域自治体として技術的支援に努めます。</p> <p>特に当面は、ごみ減量化施策に残された課題のひとつである市町域を越えた生ごみの減量化、資源化について、市町とともに課題解決に向けて取組を進めます。</p>

## 5. 「みえ県民力ビジョン・行動計画(仮称)(最終案)」(環境森林部所管分)

### 政策体系一覧(中間案との比較)

(中間案)

I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

政 策	施 策
5 低炭素社会・循環型社会の構築 ～環境への負荷が少ない持続可能な社会～	151 地球温暖化対策の推進
	152 廃棄物対策の推進
	153 大気環境の保全
	154 水環境の保全
6 自然環境の保全 ～命を育み暮らしを支える自然との共生～	161 自然環境の保全と活用
	162 社会全体で支える森林づくり

(最終案)

I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

政 策	施 策
5 環境を守る持続可能な社会 ～自然を大切にし、環境への負荷が少ない社会～	151 地球温暖化対策の推進
	152 廃棄物総合対策の推進
	153 自然環境の保全と活用
	154 大気・水環境の保全

13

III 「拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

政 策	施 策
1 農林水産業の振興 ～食や暮らしと地域経済を支える農林水産業～	313 林業の振興

III 「拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

政 策	施 策
1 農林水産業 ～食や暮らしと地域経済を支える農林水産業～	313 林業の振興と森林づくり



## 6. 「『三重県版事業仕分け』に関する意見」への回答 (環境森林部関係)

生活文化環境森林常任委員会

事業名	担当部局名	仕分け結果	委員会意見	回答
浄化槽設置促進事業補助金	環境森林部	県要改善	<p>単独浄化槽から合併浄化槽への転換は簡単にはできないので時間をかけながら市町や県が協議して補助金を出していかなければいけない。</p> <p>公共下水道事業、農業集落排水事業も含めて全体の事業の中で整理して検討すべきで、この事業だけ抜き出して仕分けをするのは不適当である。</p>	<p>単独浄化槽から合併浄化槽への転換をより促すことが可能な補助制度への見直しについては、かねてより市町の意見を聴きながら検討を進めてきたところであり、現在も、平成24年度当初予算への反映に向け各市町と協議・調整を進めているところです。</p> <p>なお、当該見直しについては、県の補助制度をより効率的・効果的な方向に見直すものであり、県として、今後も国及び各市町と十分に連携・協議しながら合併浄化槽の整備促進に取り組んでまいります。</p> <p>事業仕分けでは、抽象的な議論や結論で終わらせないために、できる限り細かなレベルの事業(事務事業)を対象に議論することとしています。</p> <p>このため、生活排水対策を総合的に進めていく中でも、本事業については、合併浄化槽の新規設置への補助が効率的・効果的であるかという点を中心に、仕分け人のご意見を伺ったものです。</p> <p>なお、委員会のご意見のとおり、生活排水対策については総合的な見地で進める必要があることから、今後も、関係各部と連携して取り組んでまいります。</p>
森林再生CO2吸收量確保対策事業費(一般公共)	環境森林部	県要改善	県の補助が高率ということで市町の割合を高めるということであれば、市町の財政事情が厳しい中、ますますこの事業が進まなくなることは目に見えている。政策的な議論がなく率の問題で結論を出すのはいけない。森林が公共財産というのであれば県が主導的に事業を行わないといけない。	<p>これまでに把握している各市町の意向においても、ご意見にある「市町の財政負担が増加する場合には事業が進まなくなる」という結果は予想されるところです。</p> <p>県としては、今後も主導的に事業を進める中で、環境林の整備が一層進むよう、各市町及び国と協議しながら、事業の見直しに取り組んでまいります。</p>



## 7. 三重県環境基本計画（最終案）

### 1 環境基本計画について

三重県の環境保全に関する取組の基本方向を示すマスタープランとして、平成24年～平成33年度の10年間を計画期間として、平成23年度中の策定の予定です。

### 2 策定状況

#### (1) 現在までの経過

平成23年10月4日	三重県議会生活文化環境森林常任委員会において中間案・改訂版について説明
平成23年10月1日～31日	パブリックコメントの実施
平成23年10月3日～25日	市町長への意見の聴取の実施
平成23年11月9日	環境審議会において最終案の審議

#### (2) 今後の予定

平成24年1月	環境審議会から答申
平成24年2月	平成24年第1回三重県議会定例会(2月会議)に議案上程

### 3 市町からの意見及びパブリックコメントの状況

#### (1) 市町からの意見の状況

1市から2件の意見があり、それぞれ計画に反映しました。

#### (2) パブリックコメントの状況

1名から2件の意見がありました。

いずれも、計画案に直接反映はいたしませんでしたが、今後、計画の推進にあたって、参考とさせていただくこととしました。



# 三重県環境基本計画(最終案)について

目標年度:2021(平成33)年度 (目標は定性的に記述)

(環境基本計画)

## (第1章) 新たな計画策定の方向性

- 1 計画策定の背景と趣旨 … 新しい「環境基本計画」において、持続的発展が可能な社会の構築をめざす
- 2 計画の基本的事項 … 環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスター・プラン(目標年度2021年度)
- 3 2004年(平成16年)改定計画による取組結果と課題 … 基本目標別の取組結果と課題
- 4 環境をとりまく時代潮流と三重県の状況
  - (1)環境をとりまく2つの大きな潮流
  - (2)三重県の状況
    - ①三重県における課題
    - ②県民の意識と環境問題への取組の状況

### 5 めざすべき姿と基本目標

- めざすべき姿:
- 私たちには、かけがえのない地球環境の中で、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざします。
- 基本目標
- I 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり  
II 自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり

### 6 目標達成に向けた三重県の施策展開のあり方

みえ県民力ビジョン(仮称)～新しい豊かさモデルへの挑戦～ の環境保全分野における展開

## (第2章) 施策体系と施策内容

- 1 施策体系 2 施策の推進

### 1 基本目標 I

「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」に向けた施策

- (1)低炭素社会の構築(地球温暖化の防止)
- (2)循環型社会の構築(廃棄物対策の推進)
- (3)大気環境の保全
- (4)水環境の保全

### 2 基本目標 II

「自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり」に向けた施策

- (1)生物多様性の保全および持続可能な利用
- (2)自然とのふれあいの確保
- (3)森林等の公益的機能の維持確保
- (4)良好な景観の形成
- (5)歴史的・文化的環境の保全

## (第3章) 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり

### 1 取組の視点

### 2 分野別取組方針

- (1)人を育てる (2)担い手となる主体を広げる (3)環境経営を進める
- (4)仕組みをより的確に運用する (5)技術・情報基盤をより充実する (6)環境で貢献する

### 3 各主体の役割

- (1)県 (2)市町 (3)事業者 (4)県民

## (第4章) 計画の推進

- 1 計画の推進体制 2 計画の進行管理 3 財政上の措置 4 計画の見直し

## ◎ 中間案・改訂版からの変更点等

### 1 三重県議会生活文化環境森林常任委員会における意見への対応

- (1) 第1章6「目標達成に向けた三重県の施策展開のあり方」の記述を充実
- (2) 第3章「計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり」を新設
  - ・ 中間案・改訂版において、第3章「計画の実現に向けた一体的な取組」、第4章「環境配慮の指針～各主体の役割～」として整理していた2つの章を環境保全の分野における「協創」の実現のための仕組みづくり・基盤づくりの実現の観点から、一つの章に統合
  - ・ 同章において、「協創」や「アクティブ・シチズン」としての県民の参画についての記述を充実

### (3) 第4章「計画の推進」の記述の充実

- ・ 計画の推進における、県民の参画について記述を充実  
(計画の推進イメージ(図)の変更など)
- ・ 推進計画(アクションプラン)による進行管理の明確化

### 2 市町からの意見への対応

- (1) 農林水産業関係の計画との政策連携の記載  
「計画の体系的位置関係図(P2)」および施策Ⅱ(3)「森林等の公益的機能の維持確保」に関連計画を追加

### (2) 沿岸域の取組の明確化

- ・ 第1章4(2)①「三重県における課題」の記述の追加
- ・ 施策Ⅰ(4)水環境の保全の記述の追加
- ・ 主要な取組の名称の変更など

### (施策Ⅱ(1)「生物多様性の保全および持続可能な利用」

里地里山里海の保全・水辺や沿岸の環境保全)

### 3 パブリックコメントの結果

- (1) 県民が主体となった環境基本計画(良好な景観の形成)の実現
- (2) 計画の進行管理への県民の参画

上記のパブリックコメントの意見については、1(2)第3章の新設(旧第3章と第4章の統合)、1(3)第4章の記述の充実によって対応



## 市町長からの意見の結果

(1) 計画案に反映するもの 1件

番号	該当箇所	最終案ページ	提出市町	意 見 概 要	意 見 反 映 結 果 等
1	計画策定の方向性 森林等の公益的機能の維持確保	2 22	志摩市	「第1章 5 めざすべき姿と基本目標 2 新たな計画のめざすべき姿」には、「自然の恵みの享受と継承をはかる『自然共生社会』づくりについて記載されており、農林水産業の持続についてはこの範疇に含まれるものと考えるが、具体的な政策連携が記載されていないことから、「連携する各分野における計画例」に農林水産業関係の計画等を記載するべきである。	<p>第1章 2 計画の基本的事項(計画の体系的位置関係図)      「計画の体系的位置関係図」中の、「政策の各分野における計画」に「農林水産業分野」として、      ・三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画(仮称)      ・三重の森林づくり基本計画      ・三重県水産業・漁村振興指針(仮称)      を記載しました。</p> <p>また、</p> <p>第2章 2 施策の推進 2(3)森林等の公益的機能の維持確保 「関連する計画等」に      ・三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画(仮称)      ・三重の森林づくり基本計画      ・三重県水産業・漁村振興指針(仮称)      を記載しました。</p>

(2) すでに計画案に内容が含まれているもの 1件

番号	該当箇所	最終案ページ	提出市町	意 見 概 要	意 見 反 映 結 果 等
2	環境に関する三重県の状況 水環境の保全 生物多様性の保全および持続可能な利用 森林等の公益的機能の維持確保	6 17 19 21	志摩市	海洋基本計画において「沿岸域が陸域と海域を一体的に扱うべき区域」であるとされ、沿岸域の総合的管理の推進が必要であるとされている。また、海洋生物多様性保全戦略においても、海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本的視点として、海洋の総合的管理が必要であるとされている。 「沿岸域の総合的管理」の視点からの取組について、第2章 2 施策の推進において具体的な施策についての記載があつてしかるべきであると考える。	<p>第1章 4 (2) ① 三重県における課題において、「沿岸海域の環境保全など」施策横断的な課題が発生していること、身近な自然とのつながりが薄れたことによる「里地里山里海の機能の喪失」が課題となってきたことを追記しました。      三重県環境基本計画(最終案)では、海域や沿岸域を対象とした取組として、次のような取組を記載しています。</p> <p>第2章 1 (4) 水環境の保全 「伊勢湾等(閉鎖的海域)の再生」において、海域の水質改善のため水質汚濁負荷の削減などに取り組むこととしています。      なお、海岸漂着物対策の取組について明確化するため、次の記述を追加しました。      ・ 海岸漂着物対策については、関係者の適切な役割分担のもと、円滑な回収・処理、効果的な発生抑制に取り組みます。</p> <p>第2章 2 (1) 生物多様性の保全および持続可能な利用 「里地里山里海の保全」において里海保全の取組を促進することとしているほか、「希少な野生動植物の保護」においても沿岸海域の生物を保護の対象としています。</p> <p>第2章 2 (3) 森林等の公益的機能の維持確保 「沿岸海域環境の保全」において、沿岸海域の公益的機能の維持・回復のための取組を予定しています。</p> <p>また、里海の保全、沿岸環境の保全については、その内容を含むことをより分かりやすくするために、第2章 2 (1) 生物多様性の保全および持続可能な利用 「里地里山等の保全」のタイトルを「里地里山里海の保全」に、「水辺環境の保全」のタイトルを「水辺や沿岸の環境保全」にそれぞれ改めました。</p>



## パブリックコメントの結果

(1)ご意見等 2件

番号	該当箇所	最終案 ページ	意 見 概 要	意 見 反 映 結 果 等
1	計画全般 への ご意見  良好な景観 の形成	-  23	良好な景観の形成に対する意見: 環境基本計画に寄せられた県民の意見をどの程度取り入れるのか、県民へ情報提供する必要がある。行政と県民は協議・協働の場を設けて、県民が主体となって環境基本計画を作成することが市民参画といえるだろう。	<p>今回実施しました環境基本計画に対するパブリックコメントについての計画への反映結果は、ホームページ等で公表していきます。</p> <p>また、三重県環境基本条例第9条において、環境基本計画は、パブリックコメントによって、県民の皆さんのご意見をお聴きするほか、三重県環境審議会や市町長からの意見を聴いたうえで、三重県議会の議決を経て定めることとされています。こうした仕組みによって、県民の皆さんのご意見を環境基本計画に反映していくこととなります。</p> <p>また、環境保全の取組への県民の皆さんの参画は、大きな課題であると考えており、現在策定中の「みえ県民力ビジョン」(仮称)の考え方や三重県環境審議会(環境基本計画部会)などからのご意見も踏まえて、第3章 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり 第4章 計画の推進 の中で、行政だけでなく県民や事業者などの皆さんそれぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することによって、協働による成果を生み出していくという考え方である「協創」によって、三重県のより良い環境を実現していくことを記述しています。</p> <p>具体的な取組における、県民との「協創」については、この計画を推進していく中で実現ていきたいと考えています。</p> <p>なお、表題として記述いただいた施策「良好な景観の形成」は、環境基本計画においても重要な施策と位置づけ、基本的な取組み方向などを記述しております。</p> <p>「良好な景観の形成」に関しては、本県の全域にわたり見られる、海・山・川などの豊かな自然的景観、街道・まち並みなど先人たちがつくりあげてきた歴史・文化的景観、市街地・地域の産業といった社会・経済的景観などの良好な景観を、将来にわたって保全、維持していくとする取組です。こうした取組にあたっては、地域の皆さんのが主役となって景観づくりのための活動が展開されることが大切であり、地域と市町、そして県が協働するかたちで取組を進めていくことが重要と考えています。</p>
2	計画全般 への ご意見  計画の進 行管理	-  33	計画の進行管理に対する意見: 環境基本計画の趣旨に違反する行為が発生し、かつ、県民が環境を享受する権利を侵害された場合、県民はどうのようにして、自分の権利を主張するのか。 こうした場合における行政手続きの方法も明記すれば、市民ももっと積極的に行政と協働するようになるのではないか。	<p>環境基本計画は、三重県における環境の保全についての基本的な取組の方向をお示しするものであり、大気環境などの個別具体的な規制を行うものではありません。</p> <p>環境の汚染などによって、県民の皆さん的生活環境に支障が生じている、または、生じるおそれがある際には、調査のうえ、状況により個別の法律や条例に基づき対応できる場合がありますので、三重県の各農林水産商工環境事務所等にご相談ください。</p> <p>また、環境保全の取組への県民の皆さんの参画は、大きな課題であると考えており、現在策定中の「みえ県民力ビジョン」(仮称)の考え方や三重県環境審議会(環境基本計画部会)などからのご意見も踏まえて、第3章 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり 第4章 計画の推進 の中で、行政だけでなく県民や事業者などの皆さんそれぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することによって、協働による成果を生み出していくという考え方である「協創」によって、三重県のより良い環境を実現していくことを記述しています。</p> <p>具体的な取組における、県民との「協創」については、この計画を推進していく中で実現ていきたいと考えています。</p>



## 8. ごみゼロ社会実現プランの進捗状況の第6回点検・評価の概要

ごみゼロ社会実現プラン（以下、「プラン」という。）をより効果的かつ着実に進めるため、住民、事業者、市町、NPO等団体を構成員とするプラン推進のための組織として「ごみゼロプラン推進委員会」を設置し、定期的にプラン推進の取組を点検・評価し公表しています。

### 1 プランの数値目標に関する進捗状況

#### (1) ごみの減量化の現状

ごみ減量化の数値目標に対する実績

(トン／年)

指標名	2002年度 (基準年)	2010年度(速報値)		短期目標 (2010)	中期目標 (2015)	最終目標 (2025)
		2002年度比 (※)				
ごみ排出量	①家庭系ごみ	535,198	459,162	-14.2%	-6%	-20%
	②事業系ごみ	251,733	168,748	-33.0%	-5%	-35%
③資源としての再利用率	14.0%	13.0%	(-1.0)	21%	22%	50%
再利用量	110,781	81,915				
④ごみの最終処分量	151,386	56,307	-62.8%	81,000	55,000	0

#### 【評価】

##### ① 家庭系ごみ排出量

2002(平成14)年度と比べ14.2%の削減となり、短期目標を達成しました。

これは鳥羽市、伊賀市及び名張市での家庭系ごみの有料化や県内ほぼ全域に広がったレジ袋の有料化など、ごみ減量にかかる取組の浸透が要因と考えられます。

##### ② 事業系ごみ排出量

2002(平成14)年度と比べ33.0%の削減となり、短期目標を達成しました。この要因としては市町における事業系ごみ処理手数料の値上げや事業者自らの発生抑制の取組の促進、景気の影響などが考えられます。

##### ③ 資源としての再利用率（市町が回収する資源物のみを対象）

2002(平成14)年度と比べると1.0ポイントの減少となり、短期目標を達成することができませんでした。これは、古紙や金属などの価格高騰を背景に、民間リサイクル業者による直接収集量が増加したことや市町の資源物収集場所からの持ち去り等の影響と考えられます。今後は、再利用率を高める取組として、ごみ分別の徹底による紙等の資源回収や生ごみ等の資源化などを市町と連携してよりいっそう進めていきます。

#### ④ 最終処分量

2002（平成14）年度と比べると6割以上減少し、短期目標を達成しました。この要因は、ごみ焼却残さ（溶融スラグ、RDF焼却残さ）の資源利用や容器包装リサイクル法に基づくプラスチック等の資源化による埋立ごみの減少が大きいと考えられます。

また、伊勢市で平成19年度に取り組まれたガラス・陶磁器くずの資源物としての再利用する取組が埋立処分量の削減につながっており、他市町への普及・展開を進める必要があります。

#### （2）多様な主体の参画・協働の現状

指標名	2004 (H16) 年度	2007 (H19) 年度	2010 (H22) 年度	2004 年度比	短期目標 (2010) (H22)	中期目標 (2015) (H27)	数値目標 (2025) (H37)
ものを大切に長く使おうとする県民の率	58.2%	58.3%	59.4%	+1.2%	80%	90%	100%
環境に配慮した消費行動をとる県民の率	39.4%	40.2%	41.3%	+1.9%	60%	90%	100%
食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率	38.5%	40.6%	47.3%	+8.8%	60%	90%	100%
ごみゼロ社会実現プランの認知率	—	45.6%	36.8%		90%	100%	100%

#### 【評価】

プランの認知率は36.8%と前回調査（平成19年度 45.6%）より下降し、短期目標を達成できなかったことから、より一層のプランの周知・啓発を行う必要があります。また、次世代を担う子どもたちを対象に創意工夫を凝らした啓発を行い、県全体としてごみ減量化に取り組む気運をより一層醸成していく必要があります。

## 2 プラン推進モデル事業等の評価と課題の概要

#### 【プラン推進モデル事業】

- 平成19年度に伊勢市でモデル事業として実施した「レジ袋の削減（有料化の導入）検討」が、順次広がりを見せ平成22年度には28市町で取り組まれるなど、モデル事業が他市町へ展開されています。
- モデル事業を実施したことにより、ごみ減量化の促進や住民の意識の醸成が図られるなど一定の成果が得られています。今後、モデル事業の成果を検証するとともに、その成功事例を他地域へ展開するため、市町に情報提供していく必要があります。

### 【プランの周知・啓発】

- ・ごみ減量の取組をより身近なものとするため、ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」等を活用した啓発に取り組むことが必要です。また、次世代を担う子どもたちに対する環境教育を行うとともに、子どもたちを通じて家庭や地域社会などへごみゼロ社会に向けた取組の浸透を図る必要があります。

### 【今後の取組】

- ・今後は、平成22年度に見直したプランの中期目標（2015（平成27）年度）の達成に向け、引き続き家庭系ごみの有料化、生ごみや埋立ごみの資源化など、プランに掲げる取組の中でも戦略的に注力する取組を選択し、県全域に展開していきます。
- ・そのためには、とりわけ、一般廃棄物のうち重量ベースで約3割を占め、かつ、これまで多くが焼却処理されていた生ごみ等の資源化を促進します。その取組の一環として、食品残さを循環利用するための制度の推進の他、「もったいない」という意識を醸成するため、次世代を担う子どもたちに対する食を視点においた環境教育を充実するとともに、子どもたちを通じて家庭や地域社会へプランの浸透を図ります。
- ・また、生ごみの減量・資源化に取り組む市町への技術的支援を進めるため、モデル事業における成功事例や他府県等の先進事例、取組にあたっての課題等を調査・整理するとともに、県と市町が情報共有や意見交換の場を活用し、一般廃棄物行政の充実を図っていきます。
- ・さらに、家庭系ごみの減量化に有効なごみ処理の有料化検討など市町のごみ処理システムの最適化を促進するため、引き続き会計面からの分析を行い、廃棄物会計基準の継続的な運用と市町ごみ処理カルテの一層の普及を促進していきます。

これらの評価・課題を踏まえ、各主体との協働のもと、ごみ減量化に向けた取組を着実に進めることによりプランの中期目標の達成をめざします。



## 9. 産業廃棄物不適正処理事案への対応

### 1 産廃特措法の延長について

産廃特措法については、平成 24 年度末までの時限立法であり、本県や他の 5 県（青森県、秋田県、宮城県、滋賀県、香川県）が期限内に支障除去等事業が終了しない事案が存在することから、同法の延長を国に要望しているところです。

現在、改正法案について、環境省内で具体的な作業の着手段階にあり、平成 24 年 1 月からの通常国会に提出される見込みです。

### 2 主要 4 事案への対応状況について

#### (1) 桑名市五反田事案

##### ①現在までの状況

平成 13 年度から行政代執行により不法投棄に起因した揮発性有機化合物 (VOC) による地下水汚染対策を実施してきました。

その後、平成 22 年 3 月、新たに環境基準に設定された 1, 4-ジオキサンによる地下水汚染が判明したことから、産廃特措法に基づく国の支援を得て、既存の水処理施設の改良を行い、VOC と併せて 1, 4-ジオキサンの汚染拡散防止を図る緊急対策を実施しています(現在、施設整備中)。

しかしながら、緊急対策として実施する揚水処理による浄化対策は、長期にわたる水処理施設の管理が必要となり、経済的な負担が増加するほか、技術的にも汚染拡散リスクが上昇するなどの課題があります。

##### ②技術検討専門委員会の状況と主な意見

このため、平成 21~22 年度に適用可能性技術について研究委託を進め、この成果等を踏まえて、本年度は、本格的な支障除去工法の取りまとめに向けて、学識経験者からなる「桑名市五反田事案技術検討専門委員会」を設置し、本年 8 月 25 日（第 1 回）と 11 月 15 日（第 2 回）に委員会を開催しました。（平成 24 年 1 月に第 3 回委員会を開催予定）

##### 【委員からの主な意見】

- ア 現在実施している揚水浄化対策では、拡散防止の効果はあるものの廃棄物の有害性を低減させることは困難である。
- イ 有害物質による新たな汚染を防止するためには、廃棄物の全量を掘削することが有効である。
- ウ 対策工法の検討では、廃棄物の処理量及び経済性を示して検討する必要がある。

### ③今後の取組予定

- ア 本年度内に既存水処理施設に1,4-ジオキサン分解処理装置の設置を完了させ、平成24年度から本格的に地下水を揚水浄化して「汚染地下水の拡散防止」をはかります。
- イ 併せて、技術検討専門委員会での検討内容を踏まえて、本格的な支障除去対策工の決定を行い、平成24年度中に産廃特措法に基づく実施計画の変更同意を得るとともに、詳細設計を実施するなどして工事着手に向けた準備を進めます。

## (2) 桑名市源十郎新田事案

### ①現在までの状況

平成19年9月に員弁川・藤川合流点付近の旧産廃処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、その後、当該箇所の地中から回収した廃油に高濃度の揮発性有機化合物（VOC）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）が含まれていることが平成22年10月に判明しました。

このため、平成23年4月に廃油の流出・拡散防止を目的とした鋼矢板等を設置する等の緊急対策を実施するとともに、オイルフェンスの敷設や定期的な水質調査などを実施しています。

### ②技術検討専門委員会の状況と主な意見

流出拡散対策の一層の徹底や本格的な支障除去工法を検討するため、学識経験者からなる「桑名市源十郎新田事案技術検討専門委員会」を設置し、本年7月29日（第1回）と10月18日（第2回）に委員会を開催しました。（平成24年1月に第3回委員会を開催予定）

#### 【委員からの主な意見】

- ア PCBが付着した廃棄物は、国内に処理施設が存在せず直ちに処理できないことから、適正に保管できる方法等を検討する必要がある。
- イ PCBが付着した廃棄物等を掘削せず管理する場合には、底部の不透水層について地質の成り立ちも踏まえた検討も必要である。
- ウ 掘削または囲い込みの範囲を明確にし、経済性についても考慮しながら検討を進める必要がある。

### ③今後の取組予定

- ア 技術検討専門委員会での検討内容を踏まえて、本格的な支障除去対策工の決定を行い、平成24年度中に産廃特措法に基づく実施計画を作成して大臣同意を得る予定です。
- イ 併せて、汚染拡散防止のために油分の回収を継続するとともに、詳細設計を行い、大臣同意後は速やかに対策工事に着手します。

### (3) 四日市市大矢知・平津事案

#### ①現在までの状況

昭和 56 年から平成 6 年にかけて産業廃棄物処理業者が安定型最終処分場の許可面積・容積を大幅に超えて産業廃棄物の不適正処理を行ったため、廃棄物の飛散流出などのおそれがあります。

このため、平成 19 年 1 月に原因者に対し措置命令を発出するとともに、平成 20 年 10 月からは地元・学識経験者・県の三者による協議を開始し、これまでに延べ 12 回の協議を重ねてきています。

その間、平成 22 年 12 月 24 日には、地元代表者と知事との間で廃棄物の飛散流出防止対策や覆土及び雨水排水対策等を中心とする「対策工法の骨子案」に係る基本合意書を締結し、また、本年 11 月 23 日には知事が現地を視察するとともに、地元代表者と知事との間で「具体的な対策工法」に係る実施協定書を締結しました。

#### ②「具体的な対策工法」の概要

- ア 埋立地の天端部は、集排水機能を考慮した覆土工を行うとともに、雨水を適切に排除するため、雨水調整池まで排水路等を設置する。
- イ 埋立地の斜面部は、状況に応じて、厚層基材吹付工、押え盛土工、連続繊維補強土工等を行う。
- ウ 第 2 帯水層露出箇所等については、廃棄物層からの染み出し抑止工を行う。
- エ 埋立地の周辺に雨水調整池を 3 箇所程度設置する。
- オ 排水路等を管理するための管理用道路を 2 箇所設置する。

#### ③今後の取組予定

- ア 四者協議等における話し合いを進め、平成 24 年度内に産廃特措法に基づく実施計画を作成して大臣同意を得る予定です。
- イ これらと並行して、産廃特措法の支援対象外である現地測量や地質調査並びに用地測量等を平成 24 年度に実施するとともに、詳細設計を実施します。

### (4) 四日市市内山事案

#### ①現在までの状況

民間処理業者の産業廃棄物安定型最終処分場等において、許可品目外の産業廃棄物（木くず、紙くず）の処分や、許可容量を超える埋立が行われ、廃棄物層内で高濃度の硫化水素ガス等が発生したことから、平成 19 年 2 月、緊急対策としてガスの回収処理等の行政代執行（県単事業）に着手しました。

行政代執行の着手により、硫化水素ガス濃度は低下しましたが、依然として、廃棄物層内部には硫化水素ガスの発生原因物質（硫酸イオン、有機物）が高濃度に含まれています。

## ②技術検討専門委員会の状況と主な意見

硫化水素ガス原因物質濃度の低減や廃棄物の飛散・流出防止等の支障除去工法の検討を行うため、学識経験者からなる「四日市市内山事案技術検討専門委員会」を設置し、本年9月9日（第1回）と11月17日（第2回）に委員会を開催しました。（平成24年1月に第3回委員会を開催予定）

### 【委員からの主な意見】

- ア 硫化水素ガス等が発生していることから、第1段階としてガスの発生を抑制し、第2段階で覆土整形等の恒久対策を実施することが適当である。
- イ 第1段階の硫化水素ガス対策工法については、ドライフォグ技術（孔内に過酸化水素水と空気と一緒に噴霧する）が有効な方法と考えられる。
- ウ 対策の目標としては、敷地境界で悪臭防止法の基準を超過しないレベルまで低減することが適当である。

## ③今後の取組予定

- ア 技術検討専門委員会の検討内容を踏まえ、本年度は、硫化水素ガス等の発生原因物質である有機物濃度を低減させることに有効なドライフォグ技術を用いた発生抑制対策について、産廃特措法に基づく実施計画を提出して大臣同意を得る予定です。
- イ 引き続き、同委員会で本格的な支障除去対策の検討を進め、平成24年度中に産廃特措法に基づく実施計画の変更同意を得るとともに、詳細設計を実施するなどして本格的な工事着手に向けた準備を進めます。

## 10. 三重県地球温暖化対策実行計画案

### 1 計画の策定状況

三重県地球温暖化対策実行計画については、本年1月に環境審議会で中間案を審議していただき、パブリックコメントの募集を行い、7月の策定目標に作業を進めていましたが、5月30日の部会の中で「震災と原発事故を境に大きく変わった県民の意識を計画の中に反映していくべきである」との意見を踏まえ、年度内策定目標に見直しを行うこととなりました。

その後、11月14日開催の第7回三重県地球温暖化対策実行計画部会で計画案が審議、策定され、現在、パブリックコメント（11月21日～12月20日）の募集を行っているところです。

今後は、平成24年1月に開催予定の環境審議会において最終案の審議をいただき、年度内に計画を策定することとしています。

### 2 中間案からの主な変更内容

#### (1) 新しいライフスタイルの提案

平成23年3月の震災と原発事故を境に高まった省エネや再生可能エネルギーの導入等に係る県民の意識を行動につなげていくため、啓発冊子やホームページ等を通じて、具体的な取組方法やその効果を数値で示すことにより、行動に移すきっかけを与えるとともに、さらにそれを定着させることで、ライフスタイルの転換を進めていくことを盛り込みました。

#### (2) 「まちづくり」を通した新しいライフスタイルの創造

観光地において、「協創」の観点から、企業、団体、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、電気自動車（EV）等を様々なたちで活用した取組を進めることにより、化石燃料から脱却した新たなライフスタイルの創造を促進していく、地域での「まちづくり」を通した取組を新たに盛り込みました。

#### (3) 地球温暖化によって引き起こされる気候変動への対応

地球温暖化対策については、これまで温室効果ガスの排出を削減するための取組（「緩和策」）を中心に行ってきましたが、紀伊半島大水害（台風12号）やタイにおける大洪水など、地球温暖化によると考えられる影響が現れつつあるなか、こうした気候変動の影響を軽減するための対策（「適応策」）の必要性と今後の方向を新たに盛り込みました。

### 3 計画案の概要

#### (1) 計画の期間

平成24（2012）年度から平成32（2020）年度まで

## (2) 計画の目標

- 2020年度における三重県の温室効果ガス排出量を  
1990年度比で10%削減（森林吸収量2%含む）
- 2005年度比で20%削減（森林吸収量2%含む）

## (3) 計画における県の主な取組

- ① 事業者の自主的取組促進に関すること
  - ・地球温暖化対策計画書評価・公表制度の導入（大規模事業者対象）
  - ・中小事業所への環境マネジメントシステムの普及
- ② 建物・住宅に関すること
  - ・住宅の省エネ対策推進
  - ・木材利用の促進
- ③ 生活に関すること
  - ・地球温暖化防止活動推進員による普及啓発の推進  
(家庭における具体的な取組例とその効果を県民にわかりやすく提示)
  - ・環境学習・環境教育の推進
- ④ 交通・移動に関すること
  - ・自動車地球温暖化対策計画書制度の導入
  - ・公共交通の利便性の向上
  - ・電気自動車等を活用したまちづくりの促進
- ⑤ エネルギーに関すること
  - ・再生可能エネルギーの普及促進
  - ・木質バイオマスの利用促進
- ⑥ 森林の保全に関すること
  - ・森林整備の推進
  - ・様々な主体による森林づくりの促進

## (4) 計画の進行管理

この計画を着実に推進するため、県民・事業者・行政・大学等で構成する推進委員会を設置し、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

# 三重県地球温暖化対策実行計画(案) ~低炭素社会の実現に向けて~

## 基本的事項

### 1 計画の目的

温室効果ガスの排出を削減するための緩和策を推進していくとともに、温暖化によって起こりうる影響への適応策も検討してまいります。

また、県民・事業者・行政等の様々な主体が力を合わせて地球温暖化対策に取り組むことにより、新たな豊かさを実感できる低炭素社会の実現を目指します。

### 2 計画の位置づけ

地方公共団体実行計画  
(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3)

### 3 計画の期間

平成24(2012)年度から平成32(2020)年度まで

## これまでの取組

### 産業・民生業務部門

- 自主的な取組（施設改修等）の推進
  - 地球温暖化対策計画書制度の実施（第一種、第二種エネルギー管理指定工場等）
  - M-EMSの普及（三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム）

### 運輸部門

- 公共交通の利用促進
  - エコ通勤の推進（複数企業の連携）

### 低公害者の推進

- 天然ガス自動車への補助

### 自動車からの排出抑制の推進

- エコドライブの普及、交通渋滞の緩和策

### 民生家庭部門

#### 普及啓発の推進

- 地球温暖化防止活動推進員の活動支援

#### 環境教育の推進

- キッズISOの推進

### 温室効果ガス排出量の推移

(単位:千t-CO<sub>2</sub>)

1990年度 2005年度 2008年度

26,384 29,343 28,954

## 取組の基本的視点

### 1 意識から行動へ

県民や事業者の意識の高まりを、新たな行動へとつなげるために、自主的な温室効果ガス削減行動を促進させる仕組みづくりを行います。

### 2 協働連携の取組

地域の取組を支援し、様々な主体が連携する取組を促進することで、地域に豊かさをもたらす低炭素社会を目指します。

### 3 資源の有効活用

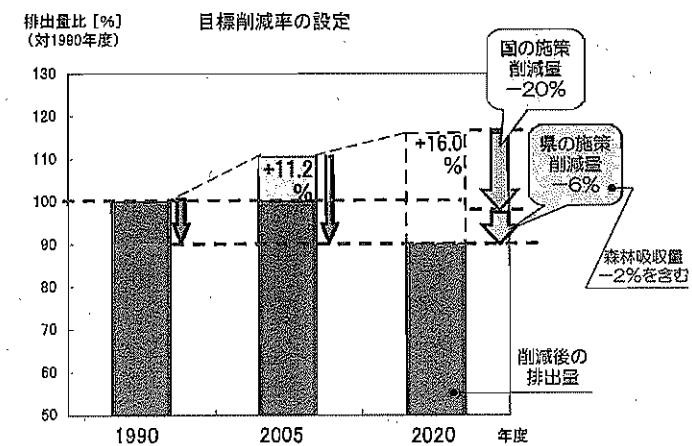
化石燃料の使用削減、再生可能エネルギーの導入に取り組み、生活の中で出来る限り資源やエネルギーの無駄遣いをなくし、環境への負荷を低減する仕組みづくりを行います。

## 計画の削減目標

### 2020年度における三重県の温室効果ガス排出量を

1990年度比で10%削減します

<2005年度比で20%削減します>  
(森林吸収量2%含みます)



## 新計画のもとで推進

### 国の削減取組

- 素材産業における設備更新時に最高効率の機器を導入
- 高効率ボイラ、産業ヒートポンプ等の導入（業種横断的な省エネ技術の導入）

- 高効率空調・照明・給湯器等の導入
- 省エネ家電の普及
- 太陽光発電装置の設置
- 高断熱住宅・建築物の普及

- HEMS、省エネナビ等の設置
- 地球温暖化対策税の導入
- 省エネ量に応じたクレジット付与
- NPO/NGOの役割の維持・増進
- 学校教育、生涯教育を通じた普及啓発

- 燃費改善・次世代自動車の普及
- エコドライブの普及
- 交通流対策の総合的な推進
- カーシェアリングの普及

- 固定価格買取制度等による再生可能エネルギーの導入
- 再生可能エネルギーの開発
- 次世代のエネルギー供給インフラの整備

- 森林の整備、緑化の保全
- オフセットメカニズムの普及、活用

\* 中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会「15%削減ケース」より

### 県の削減取組（緩和策）

#### 1 事業者の 自主的取組 促進に関する こと

- 温室効果ガスの計画的な削減を進めます。（地球温暖化対策計画書に評価公表制度を導入）
- 中小事業所に環境マネジメントシステムを普及します。（M-EMSの普及、省エネルギー診断）

#### 2 建物・住宅 に関するこ

- 住宅の省エネルギー対策を進めます。（長期優良住宅の認定、「エコ住宅」の普及）
- 木材利用を促進します。（県産材の普及拡大、需要開拓）

#### 3 生活 に関するこ

- 脱温化行動を促進します。（地球温暖化防止活動推進員による普及啓発）
- 新しいライフスタイルの提案を行います。（環境に配慮した生活スタイルを県民に提案）
- 環境学習・環境教育を推進します。（環境講座、指導者養成講座）

#### 4 交通・移動 に関するこ

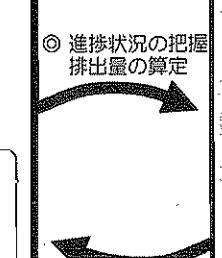
- 温室効果ガスの計画的な削減を進めます。（自動車地球温暖化対策計画書制度を導入）
- 公共交通の利便性の向上を図ります。
- 便利で暮らしやすいまちづくりを推進します。（電気自動車等を活用した協創事業）

#### 5 エネルギー に関するこ

- 再生可能エネルギーの普及を促進します。（太陽光発電、風力発電等）
- 木質バイオマスの利用を促進します。（木材チップや木質ペレットとして利用を促進）

#### 6 森林の保全 に関するこ

- 森林整備を推進します。
- 様々な主体による森林づくりを促進します。（企業の森、森林CO<sub>2</sub>吸収量評価認証制度等）



## 目指す将来像

### るべき姿・理念

#### 低炭素社会の実現

### 将来ビジョン

#### 新しい豊かならし

#### みんなで取り組む エコなまちづくり

#### 低炭素なものづくり

温室効果ガス削減の効果はありますが、温暖化は徐々に進行しています

気候変動への適応についても実施……影響の予測と「適応策」の試行



## 11. みえ生物多様性推進プラン案

### 1 計画策定の趣旨

みえ生物多様性推進プランは、生物多様性基本法に基づく三重県の生物多様性に関する基本的な計画であり、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた基本的な方向を示すとともに、成果目標を設定し、さまざまな主体がそれぞれの役割に応じて県土の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めていくために策定するものです。

#### 生物多様性とは・・・

「生物多様性条約」では、生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしています。

### 2 計画の期間

計画期間：平成24年度から平成27年度までの4年間

### 3 計画の概要

#### (1) 基本理念

私たちの「いのち」と「暮らし」は、生物多様性を基礎として成り立っており、生物多様性が保全されなければ、持続的な社会を築くことは困難です。このため、県民・NPO等民間活動団体・事業者・研究者・行政が互いに協働し、自主的かつ積極的な取組の輪を進めていくことが重要です。人も生態系の一員であることを理解し、みんなで生物多様性の保全と持続可能な利用が進められている地域社会を目指します。

#### (2) 4つの基本方向

基本理念を実現するため、規制による自然の保護に加え、次の4つの基本方向により、三重県、事業者とNPO等民間活動団体による具体的な取組を展開していきます。

##### ○基本方向1 個体数や生息生育地の維持・回復

成果指標：自然環境の新たな保全面積 163ha

##### ○基本方向2 里地里山・里海・人工林等の継続的な管理や保全活動の促進

成果指標：生物多様性の保全活動実施箇所数 74箇所

##### ○基本方向3 外来種等による生態系の攪乱の防止

成果指標：外来種の生息調査及び駆除活動件数 6件

##### ○基本方向4 生物多様性に関する理解の促進

成果指標：生物多様性認知度 70%

### (3) 具体的な取組

さまざまな主体が、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けて、生物多様性について理解を深め、積極的に活動していくための基盤整備を進めていきます。

#### ○生物多様性情報発信の充実

生物多様性の保全の重要性について、理解を深めていただくために、ホームページ等を利用した情報発信や普及活動を充実させます。

#### ○生物多様性保全アドバイサーの紹介

事業活動や施策の推進にあたって、専門的なアドバイスを必要とする際に、あらかじめ登録してある専門家を「生物多様性保全アドバイサー」として各主体に紹介します。

#### ○国、県、市町との連携

「生物多様性自治体ネットワーク」に参加し、生物多様性に関する取組や成果について情報共有と発信を行うとともに、連携・協働を図ります。

#### ○生物多様性貢献度を「見える化」する仕組づくり

生物多様性の保全活動の貢献度を評価し、県民に対してアピールできる仕組みづくりを進めます。

## 4 今後のスケジュール（予定）

平成 23 年 12 月 15 日 三重県自然環境保全審議会

平成 24 年 3 月 計画策定

### （参考）

#### 生物多様性基本法（抜粋）（平成二十年六月六日法律第五十八号）

##### 第十三条

都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 生物多様性地域戦略の対象とする区域
- 二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
- 三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

# みえ生物多様性推進プラン（案）

## 構成

- 第1章 策定にあたって  
背景、基本的な考え方、期間
- 第2章 生物多様性の現状  
三重県の現状、3つの多様性と3つの危機
- 第3章 行動計画  
基本理念、4つの基本方向、具体的な取組  
資料編  
レッドデータブック、条例等

## 第1章 策定にあたって

### 背景

- 【法律の規定】
  - 平成4年 生物多様性条約
  - 平成7年 生物多様性国家戦略
  - 平成20年 生物多様性基本法
  - 都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を定めることに努めなければならない（第一三条）
- 【これまでの取組の課題】
  - 自然環境保全条例や自然環境法令による開発行為規制
  - 相互の連携が不十分
  - 地域性に応じた保全活動が必要
  - 【対応】
    - 多様な主体がそれぞれの役割に応じた取組の推進
    - 総合的・長期的な視点

### 基本的な考え方

推進プランは、三重県における生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた基本的な方向を示すとともに、成果指標を設定し、さまざまな主体がそれぞれの役割に応じて、県土全体の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めていくための計画です。

### 期間

2012年度（H24年度）  
～2015年度（H27年度）

## 第2章 現状

### 三重県の現状

- 【県土】東西約80km、南北約170km
- 【土地利用】総面積 578千ha  
森林 373千ha (65%)
- 【海岸線】1,105km (全国8位)
- 【自然公園】県土の35%  
国立公園（2ヶ所）  
国定公園（2ヶ所）  
県立自然公園（5ヶ所）
- 【自然環境保全地区】5地区
- 【生物相】海浜性、低地性、山地性、暖地性、寒地性の種類が交錯するなど極めて多様性に富む



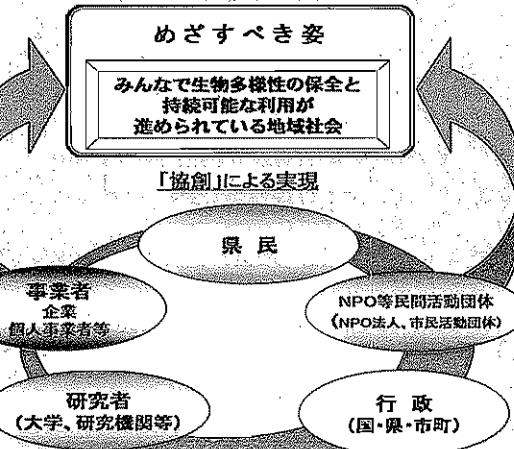
- 【動物】
  - ・ほ乳類—ネズミ、キツネ等50種
  - ・鳥類—サギ類、カモ類等304種
  - ・爬虫類—陸爬虫類16種、海爬虫類9種
  - ・両生類—サンショウウオ目7種、カエル類15種
  - ・淡水魚—60種
- 昆虫類—約7,000種
- 【植物】約1,500種
- 【絶滅危惧種】1,483種  
(三重県レッドデータブック2005)

### 3つの多様性

- ☆生態系の多様性  
森林、河川、湿原、干潟など
- ☆種の多様性  
いろいろな種類の生きもの
- ☆遺伝子の多様性  
同じ種でも様々な違いがある

### 3つの危機

- 過去400年で844種の大型の生物が絶滅
- ★第1の危機  
人間活動や開発による危機
- ★第2の危機  
里地里山などにおける人間活動の縮小による危機
- ★第3の危機  
人間により持ち込まれたものによる危機
- ◎地球温暖化による危機



## 第3章 行動計画

### 【基本理念】

私たちの「いのち」と「暮らし」は、生物多様性を基礎として成り立っており、生物多様性が保全されなければ、持続可能な社会を築くことは困難です。豊かな生物多様性を保全するためには、県民・NPO等民間活動団体・事業者・研究者・行政（国・県・市町）が互いに協働し、自主的かつ積極的な取組の輪を進めていくことが重要です。

人も生態系の一員であることを理解し、みんなで生物多様性の保全と持続可能な利用が進められている地域社会を目指します。

### 基本方向1 個体数や生息生育地の維持・回復

人間活動に伴う環境への負荷（農地の他用途への転用、土地造成や埋め立て等による湿地や干潟の減少など）によって、生息生育地が減少しています。鑑賞目的等による希少種の捕獲・採集による個体数の減少が見られます。

- 県内の野生動植物の状況把握、県民への情報提供
- 希少野生動物の保護、自然環境保全地域における生態系の維持・回復
- 開発行為による生息生育地への影響の回避や低減等の促進

成果指標：自然環境の新たな保全面積 163ha

### 基本方向2 里地里山・里海・人工林等の継続的な管理や保全活動の促進

里地里山は、燃料や肥料を得るための薪炭林や農用林として日常的に利用されてきましたが、生活様式や中山間地域の高齢化により手入れ不足となり、生態系に多様性が失われつつあります。

- 里山保全活動や人工林の継続的管理の活性化を推進
- 多様な主体と連携して里海を再生
- 獣害対策として、県、市町および関係者が連携を強化



成果指標：生物多様性の保全活動実施箇所数 74ヶ所

### 基本方向3 外来種等による生態系の搅乱の防止

人間活動によって持ち込まれた外来種（オオクチバス、セイタカアワダチソウなど）による、希少種の駆逐や生息環境の競合等が県内各地で問題となっています。

- ブラックバスやブルーギルの増殖等の抑制
- 工事等に際し、在来生態系に配慮
- 生態系への影響が未解明な化学物質の情報収集

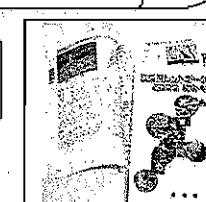


成果指標：外来種の生息調査及び駆除活動件数 6件

### 基本方向4 生物多様性に関する理解の促進

みえe-モニターの調査（H23.2実施）によれば、「生物多様性」のことばの意味を知っている人の割合は52%でした。

- 保全活動に対する意識の高さを具体的な行動に結びつけるため、普及啓発や人材の育成を促進
- 自然公園、森林公園の活用を促進



成果指標：生物多様性認知度 70%

### ※地球温暖化による

生物多様性への影響の低減 県内の温室効果ガスの排出量は2007年度（平成19年度）で基準

年度1990年度（平成2年度）に比べて、17.5%増加しています。

- さまざまな主体と連携しながら地球温暖化防止の取り組みを推進

### 具体的な取組

#### 情報発信の充実

- 生物多様性の保全の重要性について、理解を深めていただくために、ホームページ等を利用した情報発信や普及活動を充実させます。

#### 生物多様性保全アドバイザー

- 事業活動や施策の推進にあたって、専門的なアドバイスを必要とする際に、あらかじめ登録してある専門家を「生物多様性保全アドバイザー」として各主体に紹介します。

#### 国・県・市町との連携

- 「生物多様性自治体ネットワーク」に参加し、生物多様性に関する取組や成果について情報共有と発信を行うとともに、連携・協働を図ります。

#### 生物多様性貢献度の「見える化」

- 事業やNPO等が生物多様性の保全活動に携わったときの貢献度を評価するなど、県民に対してアピールできる仕組みづくりを進めます。



## 12. 審議会等の審議状況(平成23年9月14日～平成23年11月21日)

(環境森林部)

### 1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会
2 開催年月日	平成23年11月9日
3 委員	会長 内田 淳正 副会長 青木 民夫、馬岡 晋 委員 青木 美江子 他17名
4 質問事項	(1) 第7次水質総量規制に係る総量削減計画及び総量規制基準について (2) 三重県環境基本計画について
5 調査審議結果	第7次水質総量規制に係る総量削減計画及び総量規制基準については、部会の最終報告に基づき答申を行うこととなった。 三重県環境基本計画については、部会からの報告内容をもとに審議し、意見をいただいた。
6 備考	

### 2 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 地球温暖化対策実行計画部会
2 開催年月日	平成23年11月14日（第7回）
3 委員	部会長 朴 恵淑 委員 市川 吉則 他12名
4 質問事項	三重県地球温暖化対策実行計画について
5 調査審議結果	第6回の部会における意見を踏まえ見直しを行った三重県地球温暖化対策実行計画（案）について、審議され、パブリックコメントの募集を行うこととなった。
6 備考	

### 3 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

1 審議会等の名称	特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会
2 開催年月日	平成23年10月11日
3 委員	委員長 田中 勝 委 員 北見 宏介 他3名
4 質問事項	四日市市内山事案、桑名市源十郎新田事案及び四日市市大矢知・平津事案にかかる三重県の対応の調査検討と産業廃棄物の不適正処分の再発防止について
5 調査審議結果	四日市市内山事案及び桑名市源十郎新田事案について、事案概要の説明を行い、今後の調査検討の進め方を審議した。
6 備考	

### 4 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会

1 審議会等の名称	特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会
2 開催年月日	平成23年11月2日
3 委員	委員長 田中 勝 委 員 北見 宏介 他2名
4 質問事項	四日市市内山事案、桑名市源十郎新田事案及び四日市市大矢知・平津事案にかかる三重県の対応の調査検討と産業廃棄物の不適正処分の再発防止について
5 調査審議結果	四日市市内山事案の論点整理表の調査検討を行うとともに、四日市市大矢知・平津事案については、事案概要説明後、調査検討の進め方を審議した。
6 備考	

## 5 三重県自然環境保全審議会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 鳥獣部会
2 開催年月日	平成23年9月20日
3 委員	部会長 米山 宗隆 委 員 山本 廣視 他3名
4 諮問事項	(1) 特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ第2期) の変更 (2) 特定鳥獣保護管理計画(イノシシ)の変更 (3) 第10次鳥獣保護事業計画の変更
5 調査審議結果	原案を適当と認める
6 備考	